

総務委員会審査日程表

日 時 平成26年3月3日(月)

午前10時開議

場 所 第3・4委員会室

- 第1 陳情第1号 秘密保護法の撤廃を求める国への意見書提出に関する陳情書
- 第2 議案第2号 平成25年度流山市一般会計補正予算(第7号)
- 第3 議案第4号 流山市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 第4 議案第3号 流山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第5 所管事務の継続調査について

■小中学校併設校 事業費・財源内訳

① 補正前

(単位: 億円)

区 分	総事業費	財 源 内 訳				
		国費	臨時交付金	地方債	一般財源	割賦等
施設整備費	79.5	15.4		31.4	8.1	24.6
用地購入費	54.0	24.1	13.7	14.4	1.2	0.6
備品購入費	1.3				1.3	
合 計	134.8	39.5	13.7	45.8	10.6	25.2
						35.8

② 補正後

(単位: 億円)

区 分	総事業費	財 源 内 訳				
		国費	臨時交付金	地方債	一般財源	割賦等
施設整備費 (UR)	※ 78.8	16.2	0.0	33.5	7.1	22.0
施設整備費 (市直接発注)	0.5	0.1	0.0	0.3	0.1	0.0
用地購入費	54.0	24.1	13.7	14.4	1.2	0.6
備品購入費	1.7	0	0	0	1.7	0
合 計	135.0	40.4	13.7	48.2	10.1	22.6
						32.7

※施設整備費 (UR) 78.8億円に対し、現在契約済みの額は77.9億円 (譲渡契約77.4億円 (割賦利子含む)、監理委託0.5億円) となっており、0.9億円の予算残がありますが、今後労務単価の引き上げ等が見込まれ、不足が生じる可能性があるため、減額していません。

②-① 事業費の比較

(単位: 億円)

区 分	総事業費	財 源 内 訳				
		国費	臨時交付金	地方債	一般財源	割賦等
施設整備費 (UR)	△ 0.7	0.8	0.0	2.1	△ 1.0	△ 2.6
施設整備費 (市直接発注)	0.5	0.1	0.0	0.3	0.1	0.0
用地購入費	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
備品購入費	0.4	0.0	0.0	0.0	0.4	0.0
合 計	0.2	0.9	0.0	2.4	△ 0.5	△ 2.6
						△ 3.1

事業費: 施設整備費 (UR): 工事監理△1.6、建物譲渡契約分+0.9	△0.7	} +0.2
※建物譲渡契約分+0.9は、小中学校以外の施設(継続費分)の増額であり、本来小中学校分(債務負担行為設定分)で同額がマイナスとなるが、今後労務単価の引き上げ等が見込まれることから、債務負担行為の減額を見送っている。		
施設整備費(市直接発注): UR譲渡契約から外構等一部市直接発注としたため。	+0.5	
備品購入費: これまで譲渡契約の中で見込んでいた黒板を備品購入としたため。	+0.4	} +0.9
国 費: 文科省、学校施設環境改善交付金(屋外環境整備分)を見込んでいなかったため。	+0.4	
8割で見ていた国交省、社会資本整備総合交付金(地域交流・防災)の補助見込みを25年度実績から10割でみたため。	+0.3	
防災トイレ、防災井戸、図書館施設分の補助が見込まれることとなったため。	+0.1	
市直接発注分で、校内LAN整備に文科省の補助が見込まれることとなったため。	+0.1	
地 方 債: 立替施行限度額の変更(減額)により、割賦が減り、単独分の地方債が増加したため。	+2.4	} +0.5
一般財源: 立替施行限度額の変更(減額)により、増額するものの、国費、地方債が増額したため、合計では減額となったもの。	△0.5	
割 賦 等: 立替施行限度額の変更による減額となったため。	△2.6	

※ 総事業費には、平成23年度から継続事業で行っている「設計委託料」約2.3億円は含まれていません。

■小中学校併設校関連施設整備事業費（UR発注分・予算額）

(単位：千円)

施設区分	予算区分	契約区分	4号補正後：あ				7号補正後：い				差額（いーあ）（補正額）			
			合計	左の年度割			合計	左の年度割			合計	左の年度割		
				H25	H26	H27以降		H25	H26	H27以降		H25	H26	H27以降
小学校	債務負担	施設購入費	3,712,506		1,255,318	2,457,188	3,712,506		1,445,123	2,267,383	0	0	189,805	△ 189,805
		うち本体分	3,577,538		1,255,318	2,322,220	3,577,538		1,445,123	2,132,415	0	0	189,805	△ 189,805
		うち割賦利子	134,968			134,968	134,968			134,968	0	0	0	0
中学校	債務負担	施設購入費	3,712,506		1,255,318	2,457,188	3,712,506		1,145,533	2,566,973	0	0	△ 109,785	109,785
		うち本体分	3,577,538		1,255,318	2,322,220	3,577,538		1,145,533	2,432,005	0	0	△ 109,785	109,785
		うち割賦利子	134,968			134,968	134,968			134,968	0	0	0	0
小学校	H25単年度	施設購入費	16,430	16,430		15,433	15,433			△ 997	△ 997	0	0	
中学校	H25単年度	施設購入費	16,430	16,430		11,761	11,761			△ 4,669	△ 4,669	0	0	
小学校	継続費	工事監理委託	95,750	25,377	70,373	21,487	6,398	15,089		△ 74,263	△ 18,979	△ 55,284	0	
中学校		工事監理委託	95,750	25,377	70,373	21,487	6,398	15,089		△ 74,263	△ 18,979	△ 55,284	0	
防災	継続費		32,401	10,200	22,201	49,225	7,939	41,286		16,824	△ 2,261	19,085	0	
		工事監理委託	928	270	658	180	54	126		△ 748	△ 216	△ 532	0	
		施設購入費	31,473	9,930	21,543	49,045	7,885	41,160		17,572	△ 2,045	19,617	0	
地域交流	継続費		235,700	81,970	153,730	286,570	52,496	234,074		50,870	△ 29,474	80,344	0	
		工事監理委託	6,753	2,240	4,513	1,575	469	1,106		△ 5,178	△ 1,771	△ 3,407	0	
		施設購入費	228,947	79,730	149,217	284,995	52,027	232,968		56,048	△ 27,703	83,751	0	
図書館	継続費		28,589	11,870	16,719	49,388	9,047	40,341		20,799	△ 2,823	23,622	0	
		工事監理委託	819	320	499	271	81	190		△ 548	△ 239	△ 309	0	
		施設購入費	27,770	11,550	16,220	49,117	8,966	40,151		21,347	△ 2,584	23,931	0	
建物計			7,946,062	187,654	2,844,032	4,914,376	7,880,363	109,472	2,936,535	4,834,356	△ 65,699	△ 78,182	92,503	△ 80,020
		工事監理委託	200,000	53,584	146,416	0	45,000	13,400	31,600	0	△ 155,000	△ 40,184	△ 114,816	0
		施設購入費	7,746,062	134,070	2,697,616	4,914,376	7,835,363	96,072	2,904,935	4,834,356	89,301	△ 37,998	207,319	△ 80,020
		うち本体分	7,476,126	134,070	2,697,616	4,644,440	7,565,427	96,072	2,904,935	4,564,420	89,301	△ 37,998	207,319	△ 80,020
		うち割賦利子	269,936	0	0	269,936	269,936	0	0	269,936	0	0	0	0

①債務負担行為（学校施設購入費分）は、今回は補正せずに、今後想定される労務単価の引き上げ等を踏まえ対応する。

②H25単年度分は、減額補正する。

③継続費は、学校以外分は増、学校工事監理分は減で、全体では増額補正する。

※契約額 7,472,240千円
 ・予算額のうち契約額に対応する額7,476,126千円が契約額を3,886千円上回っている。

※契約額 7,472,240千円
 ・予算額のうち契約額に対応する額7,565,427千円が契約額を93,187千円上回っている。

H25単年度分の減額補正、継続費（学校以外分・学校工事監理分）の増額補正をするが、債務負担行為（学校施設購入費分）の減額をしないため、予算措置の総額は増加する。

【議案第3号】

流山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

[改正内容]

1 55歳を超える職員の昇給の抑制について

(1) 平成24年人事院勧告

50歳代後半層における官民の給与差を考慮し、当該年齢職員の給与水準の上昇をより抑制するため、55歳を超える職員について、勤務成績が特に良好の場合のみ昇給することとし、標準の勤務成績では昇給しないこととする。

国の対応・実施時期

平成25年6月21日に「一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律」を公布し、平成26年1月1日から実施。

(2) 平成24年千葉県人事委員会勧告

55歳を超える職員は、国に準じて標準の勤務成績では昇給しないこととする。ただし当該職員の平均給与が低下傾向にあることと、当年は職員の給与が民間給与を下回っていること等に鑑み、当分の間の措置として、標準の勤務成績であっても1号給（現行は2号給）の昇給ができることとする。

県の対応・実施時期

平成25年12月24日に「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を公布し、平成26年4月1日から実施。

(3) 本市の対応

千葉県人事委員会勧告に準拠し、55歳を超える職員は、標準の勤務成績では昇給しないこととする。

ただし、当分の間の措置として、標準の勤務成績であっても1号給（現行は2号給）の昇給ができることとする。

ア 施行期日

平成26年4月1日

イ 平成26年度当初予算における昇給抑制の年間影響額（一般会計分）

1,962千円

ウ 該当職員数

161人

2 借家・借間に居住する職員に支給する住居手当額の改正について

(1) 国、県及び県内市町村の状況

	借家・借間に係る住居手当の支給限度額
国、県、県内市町村	27,000円
我孫子市	28,000円を27,000円に改定。 (平成25年4月1日から)
流山市	27,500円

※県内市町村で国基準を上回る団体は、本市のみ（平成25年4月1日現在）であるため、国基準に合わせて27,000円に改正するもの

(2) 本市の住居手当の算出方法

月額60,000円の家賃の場合

【改正前】

家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1（16,000円が限度）を11,500円に加算した額

$$(60,000円 - 23,000円) \times 1/2 = 18,500円 \Rightarrow 16,000円 (限度額)$$
$$\underline{16,000円} + 11,500円 = \underline{27,500円} [住居手当額]$$

【改正後】

家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1（15,500円が限度）を11,500円に加算した額

$$(60,000円 - 23,000円) \times 1/2 = 18,500円 \Rightarrow 15,500円 (限度額)$$
$$\underline{15,500円} + 11,500円 = \underline{27,000円} [住居手当額]$$

(3) 施行期日等

ア 施行期日

平成26年4月1日

イ 平成26年度当初予算における住居手当減額の影響額（一般会計分）

月 500円×106人=53,000円

年 53,000円×12月=636,000円

ウ 該当職員数

106人

改正後	改正前
<p>(昇格及び昇給)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 職員の昇給は、規則で定める日に、同日前1年間に於けるその者の勤務成績に於て、行うものとする。</p> <p>5 前項の規定により職員(次項の規定の適用を受ける職員を除く。以下この項において同じ。)を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、前項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給(職務の級が7級以上である職員に於ては、3号給)とすることを標準として規則で定める基準に従い決定するものとする。</p> <p>6 55歳に達した日後最初に到来する4月1日以後に在職する職員の第4項の規定による昇給は、同項に規定する期間に於けるその者の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に於て規則で定める基準に従い決定するものとする。</p> <p>7～9 (略)</p> <p>(住居手当)</p> <p>第10条の3 (略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が15,500円を超えるときは、15,500円)を11,500円に加算した額</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(昇格及び昇給)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 職員の昇給は、規則で定める日に、同日前1年間に於けるその者の勤務成績に於て、行うものとする。</p> <p>5 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給(職務の級が7級以上である職員に於ては、3号給)とすることを標準として規則で定める基準に従い決定するものとする。</p> <p>6 55歳に達した日後最初に到来する4月1日以後に在職する職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給(職務の級が7級以上である職員に於ては、3号給)」とあるのは、「2号給」とする。</p> <p>7～9 (略)</p> <p>(住居手当)</p> <p>第10条の3 (略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは、16,000円)を11,500円に加算した額</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>3 (略)</p>

(流山市職員の給与に関する条例) 新旧対照表

附則第2項適用後	附則第2項適用前
<p>(昇格及び昇給)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 職員の昇給は、規則で定める日に、同日前1年間に於けるその者の勤務成績に於て、行うものとする。</p> <p>5 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給(職務の級が7級以上である職員に於ては、3号給)とすることを標準として規則で定める基準に従い決定するものとする。</p> <p>6 55歳に達した日後最初に到来する4月1日以降に在職する職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給(職務の級が7級以上である職員に於ては、3号給)」とあるのは、「1号給」とする。</p> <p>7～9 (略)</p>	<p>(昇格及び昇給)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 職員の昇給は、規則で定める日に、同日前1年間に於けるその者の勤務成績に於て、行うものとする。</p> <p>5 前項の規定はより職員(次項の規定の適用を受ける職員を除く。以下この項において同じ。)を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、前項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給(職務の級が7級以上である職員に於ては、3号給)とすることを標準として規則で定める基準に従い決定するものとする。</p> <p>6 55歳に達した日後最初に到来する4月1日以降に在職する職員の第4項の規定による昇給は、同項に規定する期間に於けるその者の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に於て規則で定める基準に従い決定するものとする。</p> <p>7～9 (略)</p>